

「駅構内店舗等運営マニュアル」

別紙 7

令和4年 7月22日制定
(一財)横浜市交通局協力会

第1章 総則

(目的)

第1条 この駅構内店舗等運営マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、一般財団法人横浜市交通局協力会(以下「当会」という。)に係る横浜市営地下鉄駅構内(以下「駅構内」という。)の店舗等を、鉄道事業の安全運行に支障が出ないように、円滑に運営することを目的とする。

(適用)

第2条 本マニュアルは、駅構内に壁等により区画を形成し、消防設備等が設置され、当会と契約関係にある飲食店・物販店・催事場、ATM、自販機コーナー、サービス業の店舗、事務所(以下「店舗等」)に適用する。

第2章 運営

(店舗責任者等)

第3条 店舗等の開店前に、店舗責任者、緊急時連絡先、防火(防災)管理者、営業日、営業時間等の運営に関する「店舗等重要事項届出書」(様式1)を、当会に提出し承諾を受ける。

また、届出内容を変更した場合は、すみやかに同様の届出をする。

(防火・防災管理者)

第4条 店舗等の管理権原者は、消防法令及び火災予防条例に定める防火(防災)管理者を選任し、消防計画を作成して所轄消防署に届け出る。変更した場合も同様とする。

2 所轄消防署に届出した防火(防災)管理者選任(解任)届出書、消防計画書の、受付印のある届出書の全ての写しを、当会へ送付する。変更した場合も同様とする。

3 防火管理者は、毎年2回、駅と同時に行う消防法に定める消防設備等点検に立会い、設備等の確認をする。点検結果は当会から所轄消防署に提出し、店舗等に配布する。

4 店舗等が設置した消火器は、毎年、消防法に定める点検を行い、所轄消防署に点検結果を報告する。報告後、受付印のある届出書の全ての写しを、当会へ送付する。

5 センター南駅の店舗等は防火対象物点検を、センター北駅の店舗等は防火・防災対象物点検を消防法の定めにより毎年1回点検し、点検結果を所轄消防署に提出し、受付印のある結果報告書の全ての写しを、当会へ送付する。

6 防火管理者等は、年2回消防訓練を所轄消防署に事前連絡の上実施し、訓練結果報告書を当会に送付する。

7 駅に共同防火(防災)協議会等が設置されている場合や、当会や駅防火管理者から指示があった場合は、合同の消防訓練等に参加する。

(緊急連絡)

第5条 店舗等の火災やテロ行為などが発生した場合は、速やかに駅員に連絡、当会に連絡する。

2 給排水設備、防災設備の故障が発生した場合は、速やかに駅員及び当会に連絡・相談し、財産及び維持管理区分表にもとづき対応する。

(入退店の可能時間)

第6条 店舗等への入退店可能時間は、駅電車の始発時間から終電時間まで（以下「駅営業時間」という。）とする。

(入退店の方法)

第7条 店舗等への入退店は、駅事務室で店舗等名称及び氏名を伝え、「火気取締点検簿（以下「点検簿」（様式2））を受け渡す。

2 退店時は点検簿の確認事項、水道、照明、機器等の状況及び出入口施錠を確認したことを点検簿に記載し、駅事務室に点検簿を返却する。

(商品等の搬出入)

第8条 商品等の搬出入は、駅と協議し決められて経路とする。

2 商品等の搬出入は駅の混雑時間帯を避け、駅利用者の迷惑とならない様、注意する。

3 商品等の搬出入のため、駅エレベーターを使用する場合は、「駅エレベーター使用願書」（様式3）を使用開始日の14日前までに当会へ提出する。使用願書は年度毎に手続きをする。

4 駅エレベーターは、駅利用者の安全や施設損傷が発生しない様、2名以上で使用する事。

(ゴミ及び清掃)

第9条 店舗等は毎日清掃し、整理整頓を行い、防災対応、衛生を確保する。

2 駅構内には廃棄物等の集積所は無く、商品廃棄物や清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。

(駐車場の利用)

第10条 店舗等の運営に必要な駐車場は確保できないため、駐車場が必要な場合は自ら確保する。

(駅コンコース等の使用制限)

第11条 駅コンコース等の店外での営業、商品等の仮置きは禁止する。

2 駅コンコース等の店外で営業する場合は、別途、交通局に申請し許可を受ける。

第3章 維持管理

(財産及び維持管理区分)

第12条 店舗等に係る財産及び維持管理区分は、契約書条項及び添付されている「財産及び維持管理区分表」による。

(店舗等の修繕等)

第13条 店舗等の改修は、原則として改修予定月の3か月前までに工程・図面等を提出・協議の上、「修繕等承諾願書」（様式4）を当会に提出し、承諾を得る。

また、当会の承諾書の条件を遵守する。

2 内外装・設備の修繕、商品棚等のレイアウト変更等を行う場合は、修繕等予定月の2か月前の10日までに図面等を添付して願書を当会に提出し、承諾を得る。

3 店舗等の諸設備の点検、清掃等の軽易な作業を行う場合は、「作業予定月報」（様式5）を、原則として作業月の前月10日までに当会に提出し、承諾を得る。

(作業責任者講習)

第14条 前条第1項及び第2項の店舗等の改修、修繕を行う場合は、予め元請、下請共、交通局が行う「作業責任者認定講習」（半日講習）を受講する。

2 前条第3項の店舗等の点検、清掃等を行う場合は、予め元請、下請共、交通局が行う「作業責任者講習（1時間程度講習）を受講する。

（店名・広告看板等）

第15条 店舗等の店名・広告看板等を新たに壁面の駅構内側に掲示する場合は、第13条第2項の定めによる。

（通信設備）

第16条 店舗等にケーブル等を外部から引込む場合は、第13条第2項の定めによる。

第4章 その他

（巡回指導）

第17条 店舗等に当会が随時巡回のため立ち入る。

2 巡回により当会から注意・指導を受けた場合は、必ずこれに従う。

（店舗等への立入）

第18条 交通局が鉄道構造物・設備の定期点検等で、店内等に立ち入る場合は、事前に連絡を行う。

2 前項の定期点検等に当会から立会を求められた場合は、店舗責任者は立会わなければならない。

3 鉄道構造物・設備の緊急対応で、店舗等に事前連絡無で店舗等に立ち入る場合がある。この場合は、店舗等へ事後連絡となる。

（マニュアルの変更）

第19条 本マニュアルは変更することがある。

2 変更があった場合は、その都度、店舗等に配布し、当会ホームページに掲載する。

（疑義等）

第20条 本マニュアルに定めのない事項については、当会の指示による。

以上